

薬生食輸発0204第1号  
令和4年2月4日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者の追加及びフィリピン産おくらの検査命令免除対象輸出者の削除)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和4年2月2日付け薬生食輸発0202第1号)にて通知したところである。

今般、輸入時の自主検査において、下記施設の製造した食品からサイクラミン酸が検出されたことから、同通知の別表11を別紙1のとおりとする。

また、輸入時のモニタリング検査の結果、下記の登録輸出業者が輸出したおくらから基準値を超えるプロフェノホスが検出されたことから、同通知の別表30について、下記の輸出業者を削除し、別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

#### 記

- 1 中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者の追加  
DALIAN HAIYU FOOD CO.,LTD.
- 2 フィリピン産おくらの検査命令免除対象輸出者の削除  
Jelfarm Fresh Produce Ent.